

常任福祉文教委員会要点記録

○開会日時 令和8年6月22日（月）午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1 番 大 竹 圭 君

2 番 篠 原 峰 子 君

3 番 犬 飼 このり 君

4 番 鈴 木 絢 子 君

5 番 虫 明 弘 雄 君

6 番 片 桐 基 至 君

○出席議員 11名

議 長 中 島 弘 道 君

副議長 青 木 敬 博 君

議 員 重 岡 秀 子 君

議 員 長 沢 正 君

〃 竹 本 力 哉 君

〃 河 島 紀美恵 君

〃 村 上 祥 平 君

〃 大 川 勝 弘 君

〃 杉 本 一 彦 君

〃 佐 藤 周 君

〃 宮 崎 雅 薫 君

○説明のため出席した者 12名

副 市 長

近 持 剛 史 君

健 康 福 祉 部 長

松 下 義 己 君

健康福祉部社会福祉課長

鈴 木 慎 一 君

同 高 齢 者 福 祉 課 長

稲 葉 豊 彦 君

同 子 育 て 支 援 課 長

石 川 秀 大 君

同 健 康 推 進 課 長

山 下 匡 弘 君

教 育 長

森 重 俊 幸 君

教育委員会事務局教育部長

萩 原 智世子 君

教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長

杉 山 宏 生 君

同 教 育 指 導 課 長

嶋 田 成 幸 君

同 幼 児 教 育 課 長

石 井 弘 樹 君

同 生 涯 学 習 課 長

鈴 木 康 之 君

○出席議会事務局職員 3名

局 長 小 川 真 弘

局長補佐 鈴 木 綾 子

主 査 浄 住 貴 紀

○会議に付した事件

- 1 市議第3号 伊東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 - 2 市議第7号 伊東市立学校設置条例の一部を改正する条例
 - 3 市議第8号 伊東市立学校設置条例及び伊東市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例
 - 4 市議第9号 伊東市立図書館条例の一部を改正する条例
-

○会議の経過概要

○委員長（鈴木絢子君）開会する。

○委員長（鈴木絢子君）この際、お諮りする。付託議案の説明は既に本会議において終了しているので、委員会における説明は省略したいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木絢子君）異議なしと認め、さよう決定した。

○委員長（鈴木絢子君）この際、申し上げる。審査に当たり、議題に対する質疑は簡潔に、議題から外れないようにお願いします。

○委員長（鈴木絢子君）日程第1、市議第3号 伊東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○2番（篠原峰子君）何点かお伺いする。まず、家庭的保育事業の対象事業所について、議場で、A型が3施設あって、特定理学療法士の専門職は現在0人ということだったが、対象の事業所がそれぞれどれだけあって、ほかのところについても専門職は現在いないのか。基本的なことで申し訳ない。

○幼児教育課長（石井弘樹君）今回の改正について、市の条例で定めているのは、議場で説明したとおり家庭的保育事業等で、等の中に含まれる4つの事業が改正となる。認可保育所は県で定めているので、同様に県において改正がされている。今回の改正に伴うのは議場で説明したとおり3園で、小規模保育事業所A型の3園である。具体的には、なぎさ保育園、ちゅうりっぷ保育園、小規模保育所えんである。

○2番（篠原峰子君）承知した。

この条例の意義について調べたら、医療的ケアが必要なお子さんとか発達支援が必要なお子

さんを保育するにあたり、この専門職の受入れで配置基準を設定しやすくなるなどメリットも大きいと思う。今、発達特性があって支援が必要なお子さんは普通にどの園にもいると思うのと、支援が必要なお子さんは年々増えていると思う。今現在、対象の専門職はいないということだったが、この家庭的保育が必要だという認識は伊東市としてもあるのか。

○**幼児教育課長**（石井弘樹君）こども家庭庁が示した保育政策の新たな方向性の中で、多様なニーズを抱えた子供、いろいろな発達特性とか医療ケアが必要な子供の受入れを推進するために今回このような改正がされたというのが条例改正の趣旨になっている。その中で、委員のおっしゃるとおり、民間園とか公立園にしても、このような課題を抱えるお子さんがいるのは私たちも認識している。特に民間園などは経営的なところもちろんある。そういうところを考えると、今回この改正がされたことによって、基本は保育士を雇うが、みなし保育士という中でそのような専門職を雇って、医療的ケアとかいろいろな特性を抱える子供たちに対する配慮や対応が推進されるものと考えている。

○**2 番**（篠原峰子君）条文のことで気になるところだけ聞かせてもらいたい。議案参考書 53 ページの第 29 条の 4 で、専門職というのが理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員とあって、少し飛んで、「又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に 5 年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者」とあるが、この文面の意味は、例えば療育の仕事の経験がなくても、専門資格を持っていて普通の子育ての経験があれば保育士とみなすことができるのか、その辺の解釈を聞かせてほしい。

○**幼児教育課長**（石井弘樹君）委員がおっしゃる「又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって」という部分については、障がい児の通所施設に係る業務に従事した経験があって、かつ、児童発達支援センターや保育所等訪問支援事業所などにおいて、障がい児への助言等の業務に 5 年以上従事した者という定義があって、具体的には、さくら園とか城ヶ崎こいの里が運営している児童発達支援センターに勤務している方が対象と考えている。

その後の「かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者」の部分についても定義があって、原則、保育所等における勤続年数が 3 年以上ある場合であり、それは基本的に保育所に 3 年以上勤めた者という条件ではあるが、該当しない場合であっても、静岡県子育て支援員研修を修了した場合、この子育てに関する知識及び経験を有することとして差し支えないということがある。したがって、ただ子育てをしていたから認められる、というわけではないというものである。

○**2 番**（篠原峰子君）これからは、どの園にも専門職がいると本当に助かるだろうというのはある。ただ、この対象の施設が民間中心であれば、それぞれで募集をかけるような感じだと思う。

が、積極的に案内していくような形でいいか。そんなに人材がいるのかというところもあるが、その辺の現状についてはどうか。

○**幼児教育課長**（石井弘樹君）この改正については、毎月行われている保育園の園長会で既に説明している。その中で、このような改正がされたので積極的に民間園についても活用してほしいと各園長に伝えた。ただ、理学療法士とか作業療法士とか、本来業務とは少し異なるような部分があるので、雇用としての確保はなかなか難しいものがあると思う。今、委員がおっしゃったとおり、発達の関係で支援が必要なお子さんも増えているので、ぜひ活用していただきたいと考えている。

○**3番**（犬飼このり君）今、専門職の募集について触れていたが、伊東市で行っているはじめよう伊東新生活応援事業は、保育士として雇う場合には適用できないと思うが、作業療法士で雇う場合、適用になるのではないかなと思うが、その辺の振り分けはどうか。

○**幼児教育課長**（石井弘樹君）はじめよう伊東新生活応援事業については、公立園への雇用は対象外だが、民間園であれば、保育士も作業療法士等も可能だと思うので、そのような業種で雇用は可能だと思う。

○**3番**（犬飼このり君）承知した。私の認識不足で申し訳ない。では募集しやすくなるのではないかなと思う。

議場で質疑があったと思うが、保育士としての人数が増えることによっても定員は増えないという説明があったと思うが、これは本当に増えないでいいのか。

○**幼児教育課長**（石井弘樹君）あくまでも保育士の数というのは、規模とか定員とかによって、子供何人に対して保育士は何人というのが決まっているので、その中の1人を今回の改正でみなし保育士として雇うということになり、議場でも同じようなことをお伝えしたが、10人保育士が必要なところを例えば9人しか保育士資格を持っていなくても、1人はみなし保育士を雇うことによって、10人を満たしているということになろうと思う。

さらに言うと、その保育士も3分の2以上は保育士資格を持っていないといけないので、例えば10人保育士が必要なところ、少なからず7人は保育士資格を持っている者を雇用することになる。残りの3人はみなし保育士として雇用しても構わないというのが現状である。

○**3番**（犬飼このり君）すごく言葉のマジックに思えて仕方がない。子供何人に対して保育士1人というのがもともとの規定だが、みなしの場合、完璧にその業務をやった上に、専門的なことをやらなければならなくなってしまうのではないかなと思うが、そうではなくて、恐らく手が届かないところがあった中に、専門的な部分だけを伸ばしていくようにしか思えない。そうしたら、子供何人に対して保育士1人というのが少しずれてしまうのではないかな。その辺はしっかりと定員を増やすなりしたほうが、実際そろわなくても、枠として押さえておいたほうがい

いのではないかと思うが、その辺はどうか。

- 幼児教育課長**（石井弘樹君）先ほど言ったとおり、保育士の数は子供の人数に応じて、何対何と定められている。職員雇用をするのとは別に、専門職として雇っていただくのは可能だと思うし、それに対して加算とかもつくと思うので、例えば10人保育士をそろえたけれども、11人目としての雇用というのももちろん可能だと思う。

ただ、保育士の数は、施設の規模などによって決まり、また子供1人に対する施設の平米数も決まっているので、例えば保育士をいっぱい雇ったから定員が増えるかといったら、そういうわけでもないことになる。民間園もその辺は承知しているとは思いますが、また調整しながらやっていくことになるかなと思う。

- 6番**（片桐基至君）特定理学療法士等の雇用について、定められた充足率はあるか。

- 幼児教育課長**（石井弘樹君）特にそのような縛りはない。

- 6番**（片桐基至君）ということは、たまたま今勤めている保育士がこの資格に該当する場合、特定理学療法士と認定して継続して勤務してもらうこともあり得るのか。

- 幼児教育課長**（石井弘樹君）保育士資格を持っていて併せて理学療法士の資格も持っているということだと思うが、あくまでも今回の場合は、保育士資格を持っているのであれば、保育士として勤務しながら、もちろんそのような専門職の資格を生かして保育につなげていただければよいのかなと思っている。今、保育士で登録しているけれども、併せて理学療法士の資格も持っているという方は、別に現状のまま勤務していただければよろしいのではないかと考える。

- 6番**（片桐基至君）特定理学療法士の資格を持つ者をみなし保育士として雇用する場合、報酬はまた別に加算されるのか。

- 幼児教育課長**（石井弘樹君）今回、報酬のところまで私もまだ把握していないところではあるが、あくまでもみなし保育士のところなので、特に保育士以上に報酬が得られるものではないと考えている。

- 委員長**（鈴木絢子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長**（鈴木絢子君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長**（鈴木絢子君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第3号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鈴木絢子君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（鈴木絢子君）日程第２、市議第７号 伊東市立学校設置条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○１番（大竹 圭君）施設の廃止後の活用方法とか今後のスケジュールについて教えてほしい。

○幼児教育課長（石井弘樹君）今後検討していくことになるが、一部の園については、近隣の事業所や団体からの利用の申出もあるし、逆に市の他部署で利用するほうが効率的かつ有効に使えるのではないかとすることがあれば、その辺を協議していくことになる。今回、廃園が決まった後、そのような団体、事業者、資産経営課と協議して、速やかに決定していきたい。

○５番（虫明弘雄君）市有財産の有効活用ということで、今回、廃止ということであるが、国の補助金を使って施設を建設していた場合、処分制限期間が終わっていないものはあるのか。

○幼児教育課長（石井弘樹君）市の幼稚園施設については、確かに補助金を使って建設しているので、一部そのようなところもあるが、用途変更する際には報告が必要になるので、その辺はもちろん私たちも把握している。仮に用途変更する場合には、所定の手続をしていきたいと考えている。ただ、幼稚園は木造の建物が主になっており、木造は処分制限期間が２２年ほどと伺っていて、それ以外の鉄骨、鉄筋コンクリート等のつくりのものについては、一部そういう対応が出てくると思っている。ただ、補助金等の返還は生じないのではないかと推測している。

○５番（虫明弘雄君）今、用途変更という言葉が出たが、国に用途変更を申請して、おおよそどのぐらいの期間がかかるのか。あと、その先に計画が必要だと思う。川奈小学校の場合は、プロポーザルになって、業者の計画や、また市の方針もあると思うが、今後における計画というのは方針でいいのか、例えば民間業者の計画が必要なのか、その辺が分かったらお願いします。

○幼児教育課長（石井弘樹君）国への報告であるので、許可を得るものではないのではないかと考える。私も調査不足で申し訳ないが、その辺は手続に沿って国への対応はしていきたいと思っている。その後の手続については、今、特に計画は作成していないが、一律の考え方ではなく、いろいろな地域に施設が建っているので、あくまでも立地条件等、現状を見据えた中で用途変更をしていきたいと考えている。

○５番（虫明弘雄君）利活用という部分では、用途変更も含めて、トライアル・サウンディング、この間、一般質問で私もちょっとお話ししたが、ああいった形で、なるべく民間でも使ってもらえるような工夫、また市民開放もしっかり進めていただけたらと思うので、ぜひよろしくをお願いします。

○３番（犬飼このり君）幼稚園を取りあえず廃園にするということである。一般質問で聞いた維

持管理費について、廃園というだけで用途変更しないのであれば、そのまま教育施設として管理をしていくので、ずっと経費がかかってくるのかなと思う。この間お伺いしたところ、今まで廃園になっている分も併せてずっと持っているということであるが、今後いろいろ考えていくとおっしゃっているが、何年以内にとか、そういう目標値みたいなものは定めないで、そのまま要望があるまで待つのか、それとも積極的に働きかけていくのか、その辺はどうか。

○**幼児教育課長**（石井弘樹君）委員おっしゃるとおり、建物がある限り、基本、維持管理費は残ってしまうという考え方なので、あくまで協議次第であるが、例えば建物を壊して更地にして活用したほうがより有効活用ができることもあるだろうし、あとは建物を活用して、市なり民間なりが効率的な施設の利活用ができるというところもあると思う。今の時点でこれを何と決まっているわけではない。最新の状況は分からないが、過去、民間からの要望とか、市の他部署に利活用の声をかけたということもある。なるべく速やかにしていかないと、委員おっしゃるとおり、ずっと維持管理費が残ってしまうので、今の教育財産から普通財産にして民間の利用者に開放する方法だとか、教育財産だといろいろ制限があるろうかと思うので、その辺も踏まえて、改めて協議をした中で、速やかに今後の利活用について決定して、対応をしていきたいと考えている。

○**3番**（犬飼このり君）分かった。どこにそれが所在するかで大きく変わってくると思うので、なるべく不利益のないようにやっていただきたい。

あと、今回、南幼稚園は、富士見分園との名称の兼ね合いでということだったが、今後いつぐらいまでに名称を変えるのか、それとも、これまたそのまま放置しておくのかということでも大きく変わってくるかなと思う。池幼稚園は年数が浅いから、また今後の可能性もということであったが、南幼稚園、富士見分園の兼ね合いに関しては早めにやっていったほうがいいのではないかと思う。地域の皆さんとの兼ね合いもすごく大きいと思うが、具体的にいつぐらいにそういう会議体を持っていくとかというのはあるのか。

○**幼児教育課長**（石井弘樹君）南幼稚園富士見分園の名称については、今回、廃園をするに当たって、南幼稚園も同様に廃園をして、例えば、富士見分園を南幼稚園とするのか、富士見幼稚園とするのかというようにいろいろな声はあったが、あくまでも内部的な相談にとどまってしまったので、その辺を区に投げかけた中で、改めて検討しようということで今回は見送った。時期的なものについては特に決まっていないが、今回、池幼稚園も見送った部分があるので、もし廃園をするということが決定した場合には、池幼稚園と同じような形で廃園の手続きを進めていきたいとは考えている。

○**委員長**（鈴木絢子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木絢子君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木絢子君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第7号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鈴木絢子君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（鈴木絢子君）日程第3、市議第8号 伊東市立学校設置条例及び伊東市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木絢子君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木絢子君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第8号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鈴木絢子君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（鈴木絢子君）日程第4、市議第9号 伊東市立図書館条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○1番（大竹圭君）今回、この協議会の人選はどういった基準があるのか。

○生涯学習課長（鈴木康之君）今回の協議会の委員の人選については、まず学校教育関係の方、社会教育関係の方、あと学識経験者、それから公募市民に入っていて、協議会を設置したいと考えている。

○1番（大竹圭君）その割合はどのようになっているのか。

○生涯学習課長（鈴木康之君）今回、8人で委員をお願いすることとしているが、2名ずつでお願いしようと考えている。

- 1番（大竹 圭君）協議会で話し合われた内容はこういった形で公表していく予定か。
- 生涯学習課長（鈴木康之君）会議後の情報提供は、図書館のウェブサイトや市のホームページ等で公開する予定である。
- 1番（大竹 圭君）不審者対応だったり、迷惑行為に対する対応が含まれているが、対応した職員たちに危険が及ぶ前に警察と連携するようなマニュアル、基準はつくっているのか。
- 生涯学習課長（鈴木康之君）今までそのようなマニュアル的なものはなかった。今回条例を改正することにより、法的に入館制限を設けたが、今まで警察等との連携はなかったので、今後、緊急な場合は警察にお願いするので、そのような連携についても今後警察と調整してまいりたい。
- 6番（片桐基至君）図書館協議会の内容を精査というか、改定の目的をしっかりと示して協議していただきたい。報道にもあったとおり、時期的に市民の関心としてはどうしても次期図書館のほうがすごく大きくなってしまっているので、協議会の目的と次期図書館の構想について、それぞれ会議の進め方をどのように考えているのか。
- 生涯学習課長（鈴木康之君）現図書館の方向性と協議会とでは、一部似た内容もあるが、基本的に図書館協議会は図書館の今後の方向性や内部のサービス向上についてが大きなこととなるかと思う。協議会を開く場合、ある程度、市として市民ニーズ、今後の運営体制、特に強化すべきサービス面は何か等を専門委員にお諮りした上で進めていきたいと考えているので、建設のほうとは少し違った面もあるが、建設された上ではサービスや運営も一体となるので、別々ではあるが、最終的には一体として進んでいくものと考えている。
- 3番（犬飼このり君）片桐委員と似た感じであるが、今後、新図書館建設の新しい会議体ができると思うが、今回つくる図書館協議会もそこに入るのか、それとも、それは本当に別でやっていくのか。そこはどうか。
- 生涯学習課長（鈴木康之君）今回、協議会の部分については別のような形で考えている。
- 3番（犬飼このり君）では、今度新しくできる協議会の方たちは、新図書館のことは何も触れられないのか。
- 生涯学習課長（鈴木康之君）基本的には、厳密には、協議会の中で図書館建設についての在り方等はやることではないと考えているが、中にはそのような意見が出てくる場合もあるので、そういった建設についての意見として何うことは可能と考える。
- 2番（篠原峰子君）今後のことで聞かせてほしい。募集して、定員ぴったりとなった場合は、条件をつけずに、そのまま採用になるのか。募集する側として制限や条件みたいなものはあるか。
- 生涯学習課長（鈴木康之君）基本は8人で、2人ずつお願いしようと考えている。多くなると

なかなか意見の集約が図れない場合もあるので、今のところは、いろいろな皆様の専門的な意見を聞く上での適切な規模と判断して８人程度であるが、人数が集まらない場合にはまた検討したい。８人という規模は決まっているが、それに満たなかった場合には、またお願い等、人数的なところは考えていきたい。

○**２番**（篠原峰子君）私の解釈が間違っていたと思うが、教育関係者、社会教育関係、学識経験者、もう一つが公募だと考えていたが、全体で公募として８人ということなのか。市民公募が２人と言うなら、そのことで聞きたい。何も資格がなかったり、ただ図書館が好きで応募している人、いろいろいると思うが、そこら辺の条件はないのか。

○**生涯学習課長**（鈴木康之君）基本的には条件はないが、公募に際しては、別途選考基準、要領を設け、基準の中で選定したいと考えている。

○**２番**（篠原峰子君）ということは、たとえ２人しか応募してこなくても、条件を満たさない場合は採用されないということが分かった。

○**委員長**（鈴木絢子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（鈴木絢子君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（鈴木絢子君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第９号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○**委員長**（鈴木絢子君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○**委員長**（鈴木絢子君）以上をもって日程全部を終了した。

委員会審査報告の案文については正副委員長に一任願う。

○**委員長**（鈴木絢子君）これにて常任福祉文教委員会を閉会する。

○**閉会日時** 令和８年６月２２日（月）午前１０時３９分（会議時間３９分）

以上の記録を認める。

令和８年６月２２日

委員長 鈴木 絢 子